

五泉市小中学校学区外・区域外就学許可要件

許可要件		対象	許可期間	添付書類
身体虚弱をはじめとする障がいによる指定校への就学困難	児童生徒が身体虚弱をはじめとする障がいを理由に、教育委員会の指定する学校へ就学することが特に困難であると認められる場合、その困難が最も軽減されると認められる学校への就学を許可する。	小学校 中学校	卒業まで（理由の消滅等により本来の就学指定校へ就学することを妨げない）	医師の診断書等
特別支援学級への入級	児童生徒が障がいを持っているため、特別支援学級に入級させることが適当であると認められる場合において、住所地の学区の学校に適切な特別支援学級がない場合、学区外の適切な特別支援学級のある学校への就学を許可する。	小学校 中学校	卒業まで（なお、本来の就学指定校に適切な特別支援学級が新設された場合、その学校へ就学することを妨げない）	特になし
留守家庭	保護者の就労等の理由で、下校時に自宅に児童を養育する者がおらず、自宅とは別の場所へ児童を下校させる必要がある場合、その下校先のある学区の学校への就学を許可する。	小学校の 全学年	毎年の状況を把握するため、単年度毎の許可とする （継続申請を妨げない）	昼間自宅に児童が下校できないことを証明する書類 ・就労証明書（自営業等の事業所を下校先とする場合は、営業証明書または確定申告書の控） ・児童下校先確認書
確実な転居予定	近い将来に転居が確実に認められる場合、その転居予定の住所の学区の学校への就学を許可する。	小学校 中学校の 全学年	転居が確実であると確認できる日の属する学年末まで	当該住所への転居が確実であることを証明する書類 ・（例）建築確認申請書、建物建築に係る契約書、賃貸契約書 等 ・誓約書
一時転居	住宅の改築等により一時的に学区外へ転居すると認められる場合、従前の学校への就学を許可する。	小学校 中学校の 全学年	再転居が確実であると確認できる日の属する学年末まで	転出前住所への再転居が確実であることを証明する書類 ・（例）建築確認申請書、建物建築に係る契約書、賃貸契約書 等 ・誓約書

許可要件		対象	許可期間	添付書類
学年途中の 転居	学年途中の転居で就学指定校が変更になる場合、従前の学校への就学を許可する。	小学校 中学校の 全学年	学年末まで (希望により学 期末まで)	特になし
卒業学年	卒業学年の前年度に学区外・区域外就学許可を受けていた場合、前年度許可を受けた学校への就学を許可する。	小学校6年 生・中学校 3年生	卒業まで	特になし
住民票のみの 異動	家庭の事情により住民票のみの移動であるという事実が認められる場合、従前の学校への就学を許可する。	小学校 中学校	教育委員会が適 当と認める期間	住民票のみの移動で あるという事実を証 明する書類
教育的配慮	いじめ・不登校等の理由により、他の学校へ転校することで状況が改善されると認められる場合、状況の改善に最も適切であると認められる学校への就学を許可する。 ※保護者の方及び在籍学校の双方から具体的な状況をお聞きします。事前にご相談ください。	小学校 中学校	教育委員会が適 当と認める期間	・現在籍園園長の意見 書（就学前児童） ・現在籍校校長の意見 書（就学児童生徒） その他必要な書類等